



平成18年2月22日

各位

会社名 株式会社 日本エスコン
代表者の役職名 取締役社長 直江 啓文
(JASDAQ コード番号 8892)
問い合わせ先 役職・氏名 執行役員管理本部長
稲富 誠一郎
TEL 06-4790-1780

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成18年2月22日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成18年3月24日開催予定の当社第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、(3)の要領に記載のとおり、当社の取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役および従業員に割当てるものといたします。

(3) 新株予約権発行の要領

①新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 3,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

②新株予約権の総数

3,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

③新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

④各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に②に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していな

い日を除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切上げ) とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値 (取引が成立しない場合はその前日の終値) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合 (新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。) は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たりの払込金額」を「1 株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

⑤新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から、平成25年3月31日まで

⑥新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社取締役および従業員の地位にあることを要するものとする。
2. その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が⑥に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

⑧新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成18年3月24日開催予定の当社第11回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上